

「就活ラインとやま」情報発信強化事業業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和6年3月開設の県が運営する企業情報サイト「就活ラインとやま」は、そのキャッチフレーズ「みつかる、つながる、かなえる」のとおり、このサイトを通じて、学生など就職期の若者が、富山県の企業をみつけ、つながり、就職をかなえられるように、企業情報のプラットフォームとして新たに整備したものです。

県内外の学生から、富山県で就職する意向が高まる支援として「県内企業の情報提供」を望む声が多いなか、「就活ラインとやま」は、情報提供の“内容”と“発信”の両面を大きく強化するものです。

今後、学生・県内企業双方の同サイト活用の活性化を図るため、本事業において①県内企業の魅力を伝えるコンテンツ（県内企業の情報をPRする特集動画等）の造成、②県内外の学生等に対するLINEを活用したプッシュ型の情報発信の運営を行います。

これらの業務を実施する委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「就活ラインとやま」情報発信強化業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託金額の上限額

金17,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託候補者選定にかかる事項

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。プロポーザルの参加申込みがあった事業者から提出された企画書、プレゼンテーションの内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした業者を委託候補者として選定します。

(2) プロポーザル参加資格、条件等

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる条件を全て満たす者であることとします。

- ① 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
- ② プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- ③ このプロポーザルの募集開始日から、採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的にしていないこと
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- ⑥ 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと

⑦ 次のいずれにも該当しない者

- ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当する者
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ウ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- オ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

4 プロポーザルの参加手続等

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、令和6年2月26日（月）15時までに参加申込フォームによりお申込みください。なお、フォーム送信後、必ず電話で到達確認をしてください。

参加申込フォーム

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/XxShuTc4>

5 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、令和6年2月26日（月）15時までに質問フォームにより提出してください。原則、電話及び口頭による質問は受け付けません。

なお、質問に対する回答は、令和6年2月29日（木）までに、参加申込みをいただいた事業者全員に電子メールで通知します。

質問の内容によっては、回答が示されない場合もあることから留意してください

質問フォーム

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/H8bpgvFM>

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた事業者は、別紙の「仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等をご提出ください。いずれも様式は任意とします。

(1) 提出書類

① 企画提案書

企画コンセプトやコンテンツのイメージビジュアル、業務の具体的な実施案、スケジュール、業務実施体制を提案してください。

なお、本事業の目的・趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えありません。

② 本事業実施にかかる経費見積書

本事業実施にかかる全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を算出し、

見積書を提出してください。積算の内訳が分かるよう記載してください。

- ③ 会社概要（A4版1枚以内）
- ④ 類似事業に関する過去の業務実績（A4版1枚以内）

(2) 提出方法・期限等

提出方法 電子メール

提出先 E-mail : arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

提出期限 令和6年3月5日(火)15時まで【必着】

- (3) 経費負担 企画提案書作成等の作業を含め、本プロポーザルの応募にかかる一切の経費は事業者の負担とします。

7 審査方法等

(1) 審査方法

- 提出された企画提案書等及びオンライン（Zoom）でのプレゼンテーションによる審査を行い、最も評価点数の高いものを委託候補者として選定します。
- プレゼンテーションの日程及びZoomのIDは別途通知します。
- プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書等に基づくものとします。
- 参加申込者が多数の場合、企画提案書等に基づく一次審査（書類審査）を実施し、3社程度を二次審査（プレゼンテーション審査）の対象とします。
- プレゼンテーションの1社あたりの持ち時間は、20分程度とします。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果通知

審査結果は、選定の有無にかかわらず、後日書面で通知します。なお、決定の経緯や理由等に関する問い合わせ、異議申し立てには応じません。

8 契約

選定された契約候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します（委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。委託候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に、随意契約の手続きを行います）。

なお、契約候補者が契約締結前に辞退した場合は、次順位者を契約候補者に選定し、契約締結について協議します。

9 その他留意事項

(1) 提案は、参加事業者1者につき1案とします。

(2) 次に掲げる場合については、提案を無効とします。

① 所定の期日及び所定の提出先に必要書類を提出しなかった場合

② 本プロポーザルに関する条件やあらかじめ指示した事項に違反した場合

(3) 参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(4) 受託者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

- (5)本事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があります。
- (6)この企画提案は、富山県議会に提出されている令和6年度富山県歳入歳出予算の成立を前提に実施するものであり、予算の議決がなされなかった場合は、企画提案審査結果の如何にかかわらず、事業の中止等の変更が生じる可能性があります。
- (7)この要領の内容に不明点がある場合には、県担当の指示に従うものとします。

10 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) プロポーザル参加申込・質問書提出期限 | 令和6年2月26日（月）15時 |
| (2) 質問に対する回答 | 令和6年2月29日（木） |
| (3) プロポーザル企画提案書等提出期限 | 令和6年3月5日（火）15時 |
| (4) プレゼンテーションの実施 | 令和6年3月中旬 |
| (5) 審査結果通知 | 令和6年3月下旬 |
| (6) 委託契約締結、事業開始 | 令和6年4月上旬 |

11 問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県商工労働部労働政策課 雇用推進班
電話番号：076-444-4558（直通）
E-mail：arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp